

福岡県公報

令和7年5月9日
第 593 号

目次

告 示 (第301号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 1

公 告

○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 2

○令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬 務 課) 2

○建設業の許可の取消し (建築指導課) 3

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 4

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 4

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 5

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 5

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 5

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 6

○落札者等の公示 (警察本部会計課) 6

○一般競争入札の実施 (財産活用課) 7

○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課)13

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課)13

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課)14

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課)15

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課)15

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課)16

公安委員会

○運転免許取得者等教育の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課)17

○運転免許取得者等検査の認定代表者の変更 (警察本部運転免許試験課)17

雑 報

○令和7年度福岡県農業大学校研修科研修生の追加募集 (経営技術支援課)17

○令和8年度福岡県農業大学校の学生の募集 (経営技術支援課)19

告 示

福岡県告示第301号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 区域の名称 筑紫(a)-2
- 区域の所在地 筑紫野市大字筑紫
- 土地の表示
2に掲げる区域内の土地のうち、次の点1から11までを順次結んだ線及び点1と11を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33度27分45秒23479	130度32分58秒53726
2	33度27分45秒72092	130度32分58秒58331
3	33度27分46秒35891	130度32分59秒54896
4	33度27分46秒96653	130度33分01秒51356
5	33度27分47秒04280	130度33分02秒21598
6	33度27分46秒91737	130度33分03秒07618
7	33度27分46秒81215	130度33分02秒72243
8	33度27分46秒10068	130度33分01秒90005

9	33度27分45秒85862	130度33分01秒33574
10	33度27分45秒95992	130度33分00秒83446
11	33度27分45秒28391	130度33分00秒26717

公 告

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

筑後市和泉野口土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和 4 年 6 月 28 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

3 施行地区

筑後市大字和泉字野口、字小山口の各一部

4 事務所の所在地

筑後市和泉1216番地 2

5 設立認可の年月日

令和 4 年 6 月 17 日

6 変更認可の年月日

令和 7 年 4 月 23 日

公告

令和 7 年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）第 6 条の 2 の規定により準用する省令第 4 条の 7 で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
-----	-----

令和7年8月5日（火曜日） 午前10時00分～正午	福岡市博多区石城町2-1 福岡国際会議場
------------------------------	-------------------------

備考 台風等の自然災害の影響により試験が実施できないと判断した場合は、予備日を令和7年8月19日（火曜日）午前10時00分から正午までとして実施予定。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願1部及び写真台帳（写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4cm×ヨコ3cmで、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。）を写真貼付欄のにりづけすること。）1部並びに試験手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センター。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 試験手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入（領収証紙納付書に貼付）すること。ただし、県保健福祉（環境）事務所においては、キャッシュレス決済による納付も可能とする。試験手数料は、申込み受付後は、一切返還しない。

エ 郵便により申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）は、必ず書留郵便とすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和7年6月4日（水曜日）から同月13日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和7年6月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

- (1) 合格者の発表は、令和7年9月5日（金曜日）午前9時00分に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

- (1) 身体上の都合により、やむを得ず座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願の最下段余白にその旨朱書きするとともに、窓口にて申し出ること（後日、状況を聞き取りの上、可能な対応について検討する。）。

なお、「身体上の都合」とは、身体の障がいや怪我により車イスや松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指す。

- (2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所又は市保健所に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して110円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年4月23日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社技研	田川郡福智町金田839番地1	楠木 輝男	令和4年11月4日 福岡県知事許可（般-4） 第113062号

3 処分の内容

建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラ

ス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事に係る一般建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

株式会社技研の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第235条、第130条の罪により、福岡地方裁判所久留米支部から懲役3年6月の実刑判決を受け、令和6年8月19日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和7年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社森荘
 - (2) 住所
福岡市博多区吉塚八丁目1番67号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
74,762,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

令和7年2月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日
令和7年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
音伍繊維工業株式会社
 - (2) 住所
福岡市東区多の津四丁目6番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
62,835,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告
令和7年2月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社武田商店九州支社
 - (2) 住所
福岡市南区清水 1 - 15 - 12 - 102
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
59,037,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和 7 年 2 月 4 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社大東福岡営業所
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目 13 - 27
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）
43,158,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
令和 7 年 2 月 4 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称
警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号 3 落札を決定した日 令和7年3月19日 4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社武田商店九州支社 (2) 住所 福岡市南区清水1-15-12-102 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む） 49,838,800円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 入札公告 令和7年2月4日 公告 落札者等について、次のとおり公示します。 令和7年5月9日 福岡県知事 服部 誠太郎 1 落札に係る物品の名称 警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）単価契約 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号 3 落札を決定した日	令和7年3月19日 4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社武田商店九州支社 (2) 住所 福岡市南区清水1-15-12-102 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む） 35,217,600円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 7 入札公告 令和7年2月4日 公告 落札者等について、次のとおり公示します。 令和7年5月9日 福岡県知事 服部 誠太郎 1 落札に係る物品の名称 警察官被服購入（男性警察官用雨衣ほか）単価契約 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号 3 落札を決定した日 令和7年3月19日 4 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社森荘
--	---

(2) 住所

福岡市博多区吉塚八丁目1番67号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

36,698,750円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

令和7年2月4日

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

福岡県庁舎行政棟空調改修工事（第1工区）

2 工事場所

福岡市博多区東公園

3 工事概要

管工事（庁舎（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上11階地下3階建て、延床面積75,620㎡（改修床面積40,133㎡）の空調改修工事）

4 使用する主要な資機材

エアハンドリングユニット 25基

パッケージエアコン 25組

自動制御設備 1式

5 工期

令和7年9月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和10年3月17日（金曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）を準用する。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象外工事であり、紙での入札手続を行う。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課設備管理係（県庁行政棟9階）

電話番号 092-643-3091

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年5月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) 全ての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の掲載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 3者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「3者JV」という。）、2者組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「2者JV」という。）又は単体企業で施工すること。

なお、出資割合は、3者JVの場合は20%以上、2者JVの場合は30%以上であること。また、本工事に係る特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業で参加することができないこと。

(2) 3者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、8,000㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る1億円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

なお、当該工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が950点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。

(オ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

イ 他の構成員2者のうち1者に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、2,000㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る5,000万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

にある評点が820点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

ウ 他の構成員2者のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、1,000㎡以上の建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る2,500万円以上の管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が710点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が710点以上であること。

(エ) 本工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができないこと。

(3) 2者JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(2)のアのとおりとする。

イ 他の構成員に対する条件

(2)のイのとおりとする。

(4) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)から(ウ)までのとおりとする。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者（3者JV、2者JV又は単体企業）全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～20点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～20点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

(1) 期間

令和7年5月9日（金曜日）から令和7年6月24日（火曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

13 契約条項等を示す場所及び日時

本件工事に係る工事請負契約書案、設計図面及び仕様書の縦覧を8の部局で行う。

(1) 縦覧期間

縦覧期間は、令和7年5月9日（金曜日）から令和7年7月28日（月曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 設計図面の配付

設計図面については、令和7年5月9日（金曜日）から令和7年7月28日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、8の部局より配付する。希望者は、ファクシミリにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

持参又は郵送により、8の場所に、令和7年5月9日（金曜日）から令和7年5月23日（金曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

持参により提出する場合は令和7年7月14日（月曜日）から令和7年7月28日（月曜日）午前10時00分まで（県の休日を除く。）に提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年7月14日（月曜日）から令和7年7月25日（金曜日）午後5時00分までに提出すること。

(2) 提出場所

8に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

イ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部財産活用課横901会議室（県庁行政棟9階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合。

なお、3者JV又は2者JVの場合は全ての構成員について提出すること。

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

- ア 金額の記載がない入札
 - イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札
 - ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - エ 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - オ 入札者又はその代理人の記名がなく、必要事項を確認できない入札
 - カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札
 - ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）
 - コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札
 - サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札
 - シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札
 - ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

- ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。
- ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、くじにより落札者を決定する。
- エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行っ

た者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年7月28日（月曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年7月29日（火曜日）午後5時00分までに8の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされたと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) (1)イ又はウにより落札者が決定した場合

令和7年7月28日（月曜日）

(イ) (1)ケ又はコの方法で、落札者を決定した場合

令和7年8月下旬頃（予定）

イ 方法

書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、管工事について、令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年5月23日（金曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、10(2)イ(イ)の入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

なお、3者JV又は2者JVの場合は、代表構成員が当該技術者を配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

Air Conditioning Renovation Work on Fukuoka Prefectural Government Office Administration Building

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 23 May 2025.

- (3) Deadline for the submission of bids :
10 : 00 A. M. on 28 July 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 25 July 2025 if submitted by post.
- (4) Contact:
General Affairs Division
Department of Property Utilization
Fukuoka Prefectural Government
7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577
TEL 092 - 643 - 3091
(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

柳川西部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

氏 名	住 所
荒巻 富士登	柳川市昭南町170番地
荒巻 武敏	柳川市吉原371番地

公告

大川紅粉屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
井口 四郎	大川市大字紅粉屋454番地 2
山田 幸春	大川市大字紅粉屋460番地 2
井口 正信	大川市大字紅粉屋244番地 1
井口 義信	柳川市七ツ家511番地 5
梶島 恭平	大川市大字一本1307番地
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
山口 豊彦	大川市大字新田359番地 1
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
龍 幹	大川市大字新田1368番地
井口 賢信	大川市大字紅粉屋304番地 1
松本 学	大川市大字紅粉屋310番地 1
山田 和芳	大川市大字紅粉屋291番地 2
梅崎 隆利	大川市大字紅粉屋438番地 1
梅崎 武秀	柳川市七ツ家684番地 2
梅崎 眞博	柳川市七ツ家540番地 4
乗富 日登士	柳川市間1629番地 1
本木 啓司	柳川市間1618番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
井口 信昭	大川市大字紅粉屋160番地 1
梅崎 弘明	大川市大字紅粉屋644番地 3
宮崎 定	大川市大字本木屋971番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
桃島 恭平	大川市大字一本1307番地
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
山口 豊彦	大川市大字新田359番地 1
龍 孝志	大川市大字新田1418番地
龍 立也	大川市大字新田1367番地 2
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
松本 学	大川市大字紅粉屋310番地 1
江崎 公信	大川市大字紅粉屋403番地
井口 正信	大川市大字紅粉屋244番地 1
井口 法三	大川市大字紅粉屋625番地 1
山田 幸春	大川市大字紅粉屋460番地 2
梅崎 隆利	大川市大字紅粉屋438番地 1
梅崎 隆之	大川市大字紅粉屋703番地 2
梅崎 武秀	柳川市七ツ家684番地 2
梅崎 眞博	柳川市七ツ家540番地 4
乗富 隆公	柳川市間1629番地 1
本木 茂	柳川市間1618番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
井口 賢信	大川市大字紅粉屋304番地 1
井口 信昭	大川市大字紅粉屋160番地 1
梅崎 忠文	大川市大字紅粉屋708番地
宮崎 定	大川市大字本木室971番地 1

公告

大川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
山口 浩康	大川市大字新田179番地 3
龍 靖男	大川市大字新田1429番地
龍 博光	大川市大字新田332番地 1
坂井 健一	大川市大字一本1222番地 1 の 2
龍 秀實	大川市大字新田784番地 1 の 1, 785番地 1
山口 久志	大川市大字新田172番地 3
竜 政則	大川市大字新田409番地 1
龍 和久	大川市大字新田495番地
井口 清春	大川市大字紅粉屋189番地 1
木原 敏男	柳川市間481番地

2 退任監事

氏 名	住 所
龍 一彌	大川市大字新田204番地 1
山口 隆文	大川市大字新田573番地 1
高田 隆治	柳川市間356番地
武下 具視	大川市大字大野島2457番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
梶島 恭平	大川市大字一木1307番地
龍 高広	大川市大字新田798番地 1
龍 明	大川市大字新田1388番地
山口 浩康	大川市大字新田179番地 3
山口 高生	大川市大字新田177番地 1, 178番地 2, 179番地 2
竜 政則	大川市大字新田409番地 1
龍 瑞穂	大川市大字新田511番地 2
龍 和久	大川市大字新田495番地
井口 隆文	大川市大字紅粉屋329番地 1
木原 敏男	柳川市間481番地

4 就任監事

氏 名	住 所
山口 豊巳	大川市大字新田581番地10
龍 博光	大川市大字新田332番地 1
高田 隆治	柳川市間356番地
堤 敬信	大川市大字大野島1322番地

公告

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
古賀 和俊	久留米市高良内町451番地 2

2 就任監事

氏 名	住 所
重松 寿幸	久留米市国分町171番地18

公告

大川中部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
岡 三樹	大川市大字三丸1610番地
岡 泰博	大川市大字三丸82番地
岡 俊宏	大川市大字三丸1551番地
岡 俊行	大川市大字三丸1789番地 1
野田 秀光	大川市大字三丸1882番地
石橋 正一郎	大川市大字三丸1129番地
石橋 弘光	大川市大字三丸1014番地 2
石橋 忠治	大川市大字三丸856番地 3
石橋 新一郎	大川市大字三丸763番地 3
吉村 和徳	大川市大字坂井168番地 1
坂井 幸一	大川市大字坂井187番地
清松 秀磨	大川市大字坂井649番地 1
志牟田 達也	大川市大字坂井356番地
北原 政彦	柳川市田脇365番地
金子 裕二	柳川市西浜武123番地

2 退任監事

氏名	住所
岡 和文	大川市大字三丸31番地 1
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地 6
古賀 隆一	大川市大字坂井355番地 1
北原 隆浩	柳川市田脇455番地 2
古賀 武志	大川市大字一本16番地

3 就任理事

氏名	住所
岡 泰博	大川市大字三丸82番地
岡 正純	大川市大字三丸1698番地
岡 俊行	大川市大字三丸1789番地 1
岡 晴久	久留米市三潞町高三潞1889番地21
下川 昌一	大川市大字三丸1980番地 1
石橋 弘光	大川市大字三丸1014番地 2
石橋 豊	大川市大字三丸1106番地 5
石橋 新一郎	大川市大字三丸763番地 3
石橋 久智	大川市大字三丸753番地
坂井 健二	大川市大字坂井27番地
坂井 広徳	大川市大字坂井191番地
志牟田 敏弘	大川市大字坂井393番地
古賀 隆一	大川市大字坂井355番地 1
金子 裕二	柳川市西浜武123番地
古賀 遼	柳川市田脇502番地 2

4 就任監事

氏名	住所
岡 浩	大川市大字三丸40番地 1

石橋 英治	久留米市西町1132番地10 サンリヤン花畑 I 1201号
吉村 司	大川市大字坂井176番地
北原 隆浩	柳川市田脇455番地 2
古賀 武志	大川市大字一本16番地

公告

安中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
龍 博美	大川市大字新田808番地 2
龍 昭男	大川市大字新田718番地 1
古賀 茂徳	大川市大字新田840番地 2
古賀 堯	大川市大字新田842番地
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
古賀 豊治	大川市大字新田768番地 1
龍 國光	大川市大字新田736番地
古賀 聡	大川市大字新田759番地
江頭 栄作	大川市大字道海島346番地 1（道海島団地 5 - 201号）

2 退任監事

氏名	住所
龍 正勝	大川市大字新田818番地
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地 6
古賀 昭典	大川市大字新田144番地 1
古賀 芳史	大川市大字北古賀92番地

3 就任理事

氏 名	住 所
古賀 堯	大川市大字新田842番地
龍 博美	大川市大字新田808番地 2
龍 幸治	大川市大字新田817番地
古賀 茂徳	大川市大字新田840番地 2
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
龍 昭男	大川市大字新田718番地 1
龍 浩之	大川市大字新田737番地
龍 伸輔	大川市大字新田120番地 1
古賀 聡	大川市大字新田759番地
江頭 栄作	大川市大字道海島346番地 1（道海島団地 5 - 201号）

4 就任監事

氏 名	住 所
古賀 豊治	大川市大字新田768番地 1
龍 國光	大川市大字新田736番地
龍 信子	大川市大字新田454番地 2 の 1
馬淵 幸秀	大川市大字郷原317番地 1

公安委員会

福岡県公安委員会告示第132号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の 2 第 1 項の規定に基づく、運転免許取得者等教育の認定（令和 4 年 9 月福岡県公安委員会告示第218号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県公安委員会

表中

株式会社ホンダレインボーモーター スクール 埼玉県和光市下新倉 5 丁目 27 番 1 号 影田 浩一郎	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲 1 丁目 5 番 53 号
---	---

を

株式会社ホンダレインボーモーター スクール 埼玉県和光市下新倉 5 丁目 27 番 1 号 井口 公玄	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲 1 丁目 5 番 53 号
--	---

に改める。

福岡県公安委員会告示第133号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の 3 第 1 項の規定に基づく、運転免許取得者等検査の認定（令和 4 年 9 月福岡県公安委員会告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県公安委員会

表中

株式会社ホンダレインボーモーター スクール 埼玉県和光市下新倉 5 丁目 27 番 1 号 影田 浩一郎	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲 1 丁目 5 番 53 号
---	---

を

株式会社ホンダレインボーモーター スクール 埼玉県和光市下新倉 5 丁目 27 番 1 号 井口 公玄	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲 1 丁目 5 番 53 号
--	---

に改める。

雑 報

公告

令和 7 年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように追加募集する。

令和 7 年 5 月 9 日

福岡県農業大学校長 内 野 敏 之

1 募集研修生数

コース名	募集研修生数
野菜	15名程度
花き	

2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内に居住し農業を志す者及び福岡県内での就農を希望する者
ただし、(1)に該当する者については、就農して間もない者、あるいは品目転換を目指す者とする。また、(2)に該当する者については、認定新規就農者を目指す者及び雇用就農を志す者とする。

3 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上8か月以内（原則として年度を越えないものとする。）
- (2) 研修開始 令和7年8月1日

4 募集日程

項目	追加募集
応募書類受付	令和7年5月29日（木）～6月12日（木） ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。 ・電子申請による研修受講申込書および就農計画書、営農計画書、雇用就農計画書のいずれかの資料は応募書類受付最終日24時までに送信されたものに限り受け付ける。 ・郵送による応募書類の送付は、必ず簡易書留郵便とし、応募書類受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。
面接審査日	令和7年7月2日（水）
受講決定日 （研修生の決定）	令和7年7月8日（火）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
ア 就農計画書（新規就農を志す者）

イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）

ウ 雇用就農計画書（農業法人に就職を志す者）

なお、研修受講申込書および就農計画書、営農計画書、雇用就農計画書は、福岡県農業大学校のホームページに掲載した電子申請サイトのアドレスまたはQRコードから電子申請サイトに移動して必要事項を入力した後、入力内容を送信することで申請できる。

(3) 返信用封筒

封筒に応募者のあて名、郵便番号、住所を明記し、次のとおり同封または持参すること。

ア 書類審査結果・面接審査実施の送付用

長形3号封筒に、460円切手を貼ったもの。 1枚

イ 面接審査結果・受講許可通知、研修受講案内の送付用

角形2号封筒に、530円切手を貼ったもの。 1枚

なお、書類審査で受講不可となった場合は、上記イに係る返信用封筒は返却する。

(4) 障がい（※）等のある応募者の審査及び受講上の配慮

障がいや疾病等により、審査および入校後の実習や講義等で配慮を希望する応募者は、応募期間中に問い合わせること。必要に応じて、本人、保護者等に対して、問い合わせ内容について質問する場合があるが、受講者の可否判定には一切影響はない。

また、審査の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があり、内容を十分に検討した上で配慮内容を連絡する。

なお、内容によっては、希望する配慮や支援を講じることができない場合がある。

（※）学校教育法施行令第22条の3に定めるとおり

6 選考方法及び受講許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い、受講者（研修生）を決定する。

受講者の発表は、受講決定日の午前9時に審査番号を福岡県農業大学校内に掲示す

るとともに本校ホームページに掲載する。

また、受講決定者あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義及び個別営農計画策定演習と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、養成科と調整の上、次の実習及び講習等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 養成科が行う講義及び資格取得講習の受講

8 研修受講申込書等の請求及び研修内容に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）。

研修受講申込書等は、福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできる。（<https://fuknodai.jp>）

また、郵送により研修受講申込書等を請求する場合は、返信用封筒（角型2号封筒に、あて名、郵便番号及び住所を明記し、180円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

なお、研修受講申込書等は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。

公告

令和8年度福岡県農業大学校養成科学生および研修科研修生を次のように募集する。

令和7年5月9日

福岡県農業大学校長 内 野 敏 之

【養成科】

1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	専攻科目
養成科	50人	自営	水田・露地野菜、施設野菜、果樹、花き、畜産
		法人・総合	

※1 自営コースは自営就農者の育成、法人・総合コースは農業法人への就業および農業技術指導者の養成を主な目的とする。

※2 専攻科目については、自営コースは入学願書提出時に、法人・総合コースは、入学後、全専攻科目（畜産を除く）を一定期間実習した後に選択する。

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（令和8年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（令和8年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 本県において就農する意欲を有している者

(イ) 本県の農業振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、一般入学試験（A日程・B日程）及び推薦入学試験とする。

なお、一般入学試験（B日程）は、募集定員に達しない場合に実施する。

ア 試験日程

	一般入学試験（A日程）	一般入学試験（B日程）	推薦入学試験
	令和7年11月7日（金） ～11月21日（金）	令和8年2月4日（水） ～2月20日（金）	令和7年9月5日（金） ～9月19日（金）
願書受付	・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・電子申請による入学願書、志願理由は願書受付最終日24時までに送信されたものに限り受け付ける。		

	・郵便による受験関係書類の送付は、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。		
試験日	令和7年12月5日（金）	令和8年3月10日（火）	令和7年10月10日（金）
合格発表	令和7年12月12日（金）	令和8年3月13日（金）	令和7年10月17日（金）

イ 一般入学試験（A日程・B日程）

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時		科目等	場 所
A日程 令和7年12月5日（金） ・ B日程 令和8年3月10日（火）	9時10分～10時00分	現代の国語、言語文化（漢文、古文を除く）	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	10時20分～11時10分	数学Ⅰ	
	11時30分～12時20分	生物基礎、化学基礎、農業（農業と環境）のうちいずれか1科目を選択	
	13時00分～	面接	

注1）各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

注2）選択科目については、選択科目間の問題難易差における不公平をなくするため、「中央値補正法」により得点調整を行う。

(ウ) 受験手続

a 入学願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話番号092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3495）。

入学願書等は福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできる。
（<https://fuknodai.jp>）

また、入学願書、志願理由書は、福岡県農業大学校のホームページに掲載

した電子申請サイトのアドレスまたはQRコードから申請サイトに移動して必要事項を入力した後、入力内容を送信することで申請できる。

また、郵送によって入学願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（角型2号封筒に、あて先及び郵便番号を明記し、180円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

b 障がい（※）等のある志願者の受験及び修学上の配慮

障がいや疾病等により、受験及び入学後の講義や学生生活等で配慮を希望する志願者は、出願期間中に問い合わせること。必要に応じて、本人、保護者及び在籍する学校関係者に対して、問い合わせ内容について質問する場合があるが、入学者の合否判定には一切影響はない。

また、入試の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があり、内容を十分に検討した上で配慮内容を連絡する。

なお、内容によっては、希望する配慮や支援を講じることができない場合がある。

（※）学校教育法施行令第22条の3に定めるとおり

c 受験の申込方法

所定の入学願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。入学受験料は無料とする。

なお、電子申請で入学願書、志願理由書を申請した場合は、次に掲げる書類のみ農業大学校に提出すること。受験関係書類を郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とすること。

(a) 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部

※既卒者など調査書が提出できない場合は、高校の卒業証明書を添付

(b) 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1部

(c) 返信用封筒

封筒に受験者のあて先を明記し、次のとおり同封すること。

○受験票送付用

長形3号封筒に、460円切手を貼ったもの。 1枚

○試験結果・入学案内送付用

角形 2 号封筒に、530円切手を貼ったもの。 1 枚

d 受験票の発送

受験票は、A 日程を 12 月上旬、B 日程を 3 月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号を A 日程は令和 7 年 12 月 12 日（金）、B 日程は令和 8 年 3 月 13 日（金）いずれも午前 9 時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載する。また、合否結果を直接本人に文書で通知する。

なお、不合格者においては、合格発表日から 1 か月間、福岡県農業大学校において総合得点の閲覧が可能。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 定員の概ね 2 分の 1

(イ) 推薦の要件

3 の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げる a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 高等学校を令和 8 年 3 月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(a) 本人若しくは保護者が県内居住者

(b) 学業成績が国語、数学、理科又は農業の 3 教科すべてが 3.0 以上かつ全教科の平均値が 3.0 以上の者で、高等学校長が責任をもって推薦できる者

(c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者

(d) 福岡県農業大学校卒業後、本県で就農が確実な者又は本県の農業法人等への就業を志望する者

b 上記以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(a) 本人若しくは保護者が県内居住者

(b) 市町村長又は農業協同組合長が責任を持って推薦できる者

(c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者

(d) 就農意欲が有り、福岡県農業大学校卒業後、本県で就農が確実な者又は本県の農業法人等への就業を志望する者

(ウ) 試験の日時、方法及び場所

日 時		方 法	場 所
令和 7 年 10 月 10 日（金）	9 時 30 分～10 時 20 分	数学基礎	筑紫野市大字吉木 767 福岡県農業大学校
	10 時 40 分～11 時 40 分	小論文（800 字程度）	
	12 時 20 分～	面接	

(エ) 受験手続

a 入学願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先
一般入学試験に同じ。

b 受験の申込方法

所定の入学願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

入学受験料は無料とする。

なお、電子申請で入学願書、志願理由書を申請した場合は、次に掲げる書類のみ農業大学校に提出すること。受験関係書類を郵送する場合は、必ず簡易書留郵便とすること。

(a) 高等学校を令和 8 年 3 月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの

i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1 部

ii 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1 部

iii 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は任意とする。） 1 部

iv 返信用封筒

封筒に受験者のあて先を明記し、次のとおり同封すること。

○受験票、試験結果送付用

長形 3 号封筒に、460円切手を貼ったもの。2 枚

○入学案内送付用

角形 2 号封筒に、530円切手を同封したもの。1 枚

(b) 上記以外の者にあつては、次に掲げるもの

i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1 部

※既卒者など調査書が提出できない場合は、高校の卒業証明書を添付

ii 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1部

iii 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1部

iv 返信用封筒（(a)のivに同じ。）

c 受験票の発送

受験票は、10月上旬に発送する。

(オ) 合格者の発表

推薦入学試験合格者の受験番号を令和7年10月17日（金）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載する。また、可否結果を直接本人に文書で通知する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、入学願書、入学志願理由書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

【研修科】

1 募集研修生数

コース名	研修生数
野菜	20名程度
花き	

2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 福岡県内の農業者
- 福岡県内に居住し農業を志す者及び福岡県内での就農を希望する者
ただし、(1)に該当する者については、就農して間もない者、あるいは品目転換を目指す者とする。また、(2)に該当する者については、認定新規就農者を目指す者及

び雇用就農を志す者とする。

3 研修期間

- 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする。）
- 研修開始 令和8年4月

4 募集日程

項目	1次募集	2次募集
応募書類受付	令和7年10月22日（木） ～11月12日（水）	令和8年1月7日（水） ～1月21日（水）
	・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。 ・電子申請による研修受講申込書および就農計画書、営農計画書、雇用就農計画書のいずれかの資料は応募書類受付最終日24時までに送信されたものに限り受け付ける。 ・郵送による応募書類の送付は、必ず簡易書留郵便とし、応募書類受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。	
面接審査日	令和7年12月2日（火）	令和8年2月9日（月）
受講決定日 （研修生の決定）	令和7年12月12日（金）	令和8年2月17日（火）

※2次募集は、募集研修生数に達しない場合に実施する。

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

(1) 研修受講申込書

(2) 下記のうちいずれかの書類

ア 就農計画書（新規就農を志す者）

イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）

ウ 雇用就農計画書（農業法人に就職を志す者）

なお、研修受講申込書および就農計画書、営農計画書、雇用就農計画書は、福岡県農業大学校のホームページに掲載した電子申請サイトのアドレスまたはQRコードから電子申請サイトに移動して必要事項を入力した後、入力内容を送信することで申請できる。

(3) 返信用封筒

封筒に応募者のあて名、郵便番号、住所を明記し、次のとおり同封または持参す

ること。

ア 書類審査結果・面接審査実施の送付用

長形3号封筒に、460円切手を貼ったもの。 1枚

イ 面接審査結果・受講許可通知、研修受講案内の送付用

角形2号封筒に、530円切手を貼ったもの。 1枚

なお、書類審査で受講不可となった場合は、上記イに係る返信用封筒は返却する。

(4) 障がい（※）等のある応募者の審査及び受講上の配慮

障がいや疾病等により、審査及び入校後の実習や講義等で配慮を希望する応募者は、応募期間中に問い合わせること。必要に応じて、本人、保護者等に対して、問い合わせ内容について質問する場合があるが、受講者の合否判定には一切影響はない。

また、審査の公平性を担保するため、合理的配慮提供の根拠となる資料の提出を求める場合があり、内容を十分に検討した上で配慮内容を連絡する。

なお、内容によっては、希望する配慮や支援を講じることができない場合がある。

（※）学校教育法施行令第22条の3に定めるとおり

6 選考方法及び受講許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い、受講者（研修生）を決定する。

受講者の発表は、受講決定日の午前9時に審査番号を福岡県農業大学校内に掲示するとともに本校ホームページに掲載する。

また、受講決定者あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義及び個別営農計画策定演習と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、養成科と調整の上、次の実習及び講習等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 養成科が行う講義及び資格取得講習の受講

8 研修受講申込書等の請求及び研修内容に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）。

研修受講申込書等は、福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできる。（<https://fuknodai.jp>）

また、郵送により研修受講申込書等を請求する場合は、返信用封筒（角型2号封筒に、あて名、郵便番号及び住所を明記し、180円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

なお、研修受講申込書等は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。